

【米国】USPTO、特許証発行プロセスの迅速化

米国特許商標庁（USPTO）は、2025 年 5 月 13 日より、特許証発行通知（Issue Notification）から特許証発行日までの期間を短縮すると公表しました。

従来は、特許証発行通知から特許証発行日まで約 3 週間かかっていましたが、USPTO のオンラインプラットフォーム Patent Center を通じた電子特許付与（eGrants）や重複手続の削減により、約 2 週間にまで短縮します。

特許証の早期発行により、特許権者の投資の早期市場投入が可能となる他、クイックパス情報開示書（Quick Path Information Disclosure Statement : QPID）の提出を回避できる場合もあり得ます。

特許証発行までの期間が短くなることにより、継続/分割出願の出願可能期間も短くなることにご留意ください。弊所では、特許許可通知のご報告時に、特許証発行手数料のお支払いと併せて継続/分割出願のご希望の有無をお伺いしております。

詳細につきましては、USPTO の以下 URL をご参照ください。

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-modernization-efforts-successfully-expedite-patent-issuance>